

重要事項説明書

医療法人 松城会

隼人温泉病院 通所リハビリテーション

1. 説明書の目的

御利用者が隼人温泉病院通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）（以下「当事業所」という）を御利用するにあたり、当事業所の運営についての重要事項に関して、当事業所と御利用者及び御家族の方（以下、親戚及び知人等も含む）との間に契約を結ぶ事を目的とします。

2. 事業所の名称等

名 称 医療法人 松城会 隼人温泉病院 通所リハビリテーション
所在地 鹿児島県霧島市隼人町姫城1丁目264番地2
電 話 0995-42-2151 FAX 0995-42-1428

3. 運営方針

御利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の予防ができるよう、目標設定と計画性に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの実施により達成できるよう努めます。又御家族、市町村及び居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者）等との密接な連携にも努めます。

4. 職員の職種、人数及び職務の内容

管理者 1名（常勤）
施設全般に関わる責任者

医師 1名（常勤）
診察、薬の処方及び治療等による医学的管理

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上（常勤）
身体の維持回復のための機能訓練やその他必要なリハビリテーションの実施、
相談、助言

5. 営業日及び営業時間

(1) 営業日

日曜日・祝日・年末・年始を除く月曜日～土曜日とします。

(2) 営業時間

午前8時から午後5時までの時間内とします。

リハビリテーション提供時間は、8：30～10：10、10：20～12：00、
13：00～14：40とします。

6. 定員

1日30名（介護予防サービス利用者を含める）

7. 送迎の実施地域

基本的には霧島市内の国分・隼人町地域としますが、その他の地域につきましては、御利用者又は御家族の相談に応じ実施致します。

8. 利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの内容

- (1) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を中心とするリハビリテーションサービス
- (2) 送迎サービス
- (3) 日常生活動作訓練
- (4) 口腔機能の向上を目的とした口腔清掃の指導、実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導、実施

9. 利用者負担の額

- (1) 御利用者にかかる負担金は別紙「利用料金表」によります。
- (2) 当施設は、御利用された月の請求書及び明細書を翌月の10日までに作成し、御利用者及び御家族の方は、請求書の御支払いをその月の10日から末日までに納入して頂くこととなります。
- (3) 請求書は、リハビリの際に職員がご本人または御家族の方に御渡し致します。

10. 身体の拘束

当事業所は、原則として御利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等やむをえない場合は、管理者が判断し身体拘束その他、御利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、御利用者本人又は御家族の方の同意を同意書により得ることとします。

11. 褥瘡対策

御利用者に対し、良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めます。また、褥瘡の予防・対策につきましては、当施設に設置してある「褥瘡対策委員会」にて協議作成した書類（マニュアル等）に基づいて対応致します。

12. 感染対策

- (1) 御利用者の使用する施設、その他の設備又は、飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- (2) 感染の疑いのある方、ご家族が感染症を発症している場合、御利用をお断りする場合があります。
- (3) 感染予防及び感染症発生後の対応につきましては、当施設に設置してある「院内感染対策委員会」にて協議作成した書類（マニュアル等）に基づいて対応致します。

13. 秘密の保持

当施設とその職員は、業務上知り得た御利用者又は御家族の方に関する秘密を、第三者に漏らしません。また、職員でなくなった後においても同様とします。ただし、個人情報保護法に基づいて通知してある利用目的で個人情報を使用する場合には、利用同意書により同意を得たものと致します。尚、通知以外の利用目的で個人情報を使用する際には、改めて同意を得た上で使用させていただきます。

14. 要望又は苦情等の申し出

御利用者及び御家族の方が当施設の提供するサービスに対して要望又は苦情等がございましたら、責任者である院長又は支援相談員に申し出て頂くか、施設内にございます「ご意見箱」に備え付けの用紙にて御投函下さい。この他にも下記のような機関でも苦情処理を行っています。

名 称 鹿児島県国民健康保険団体連合会
所在地 鹿児島市鴨池新町6番地6
電 話 099-206-1084

名 称 霧島市国分庁舎 長寿・障害福祉課 介護グループ
所在地 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45-1
電 話 0995-45-5111

名 称 鹿児島県庁 介護福祉課
所在地 鹿児島市鴨池新町10番1号
電 話 099-286-2674

名 称 _____
所在地 _____
電 話 _____

15. 施設の利用にあたっての留意事項

- (1) 院長及び職員の指導又は指示に従って頂きます
- (2) 他の御利用者の迷惑にならないようお静かに願います
- (3) 電気器具の御使用の際は、職員に申し出て頂き許可を得てから御使用下さい
- (4) 飲酒及び喫煙は原則禁止とさせていただきます

16. 緊急時又は事故への対応

- (1) 当施設は、御利用者の状態が急変した場合、早急に隼人温泉病院(0995-42-2151)での受診できる体制をとっております。
- (2) 御利用者が事故(転倒、転落等)に遭遇した場合、当施設職員が迅速に対応致します。又事故の原因、対策及び予防については「隼人温泉病院 事故防止対策委員会」にて協議し、対応致します。
- (3) 利用者が状態の急変又は事故に遭遇した場合、御家族の方に対し早急に御連絡致します。その他の緊急時又は事故発生時の当施設としての詳細については、「医療安全管理委員会」にて協議作成した書類(マニュアル等)に基づいて対応致します。

17. 賠償責任

- (1) サービスの提供にともなう当施設の責任によって、御利用者が損害を受けた場合、当施設は御利用者に対し損害を賠償致します。
- (2) 御利用者の責任により当施設が損害を受けた場合、御利用者及び御家族の方は当施設に対し、損害を賠償して頂くことがあります。

18. 同意書

- (1) 契約の終了及び解除後に当事業所を利用される際は、その都度契約を結ばせて頂きます。
- (2) 同意書の代理人の欄に変更があった場合には、改めて同意書を頂きます。

19. 契約の終了及び解除

- (1) 御利用者及び御家族の方は、当事業所の利用を中止する意思表示をすることにより、いつでも当事業所との契約を終了することができます。
- (2) 当施設は、御利用者及び御家族の方に対し、下記の場合には契約の解除とさせていただきます。
 - ① 御利用者が要介護認定において自立と判定された場合
 - ② 御支払いの納入が3ヶ月以上滞納し、その御支払いについて催促したにも関わらず納入して頂けなかった場合
 - ③ 御利用者が著しく他の御利用者の迷惑になるような行為をされた場合
 - ④ 地震災害等により当施設を御利用して頂くことができない場合
- (3) 6か月間御利用のない場合は、契約の終了とさせていただきます。

20. 悪天候や災害発生時による通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの営業について

台風、大雨、積雪、地震などにより状況がよくないと判断された場合、当院の判断により営業の休止やサービス提供時間の変更などの対応を取ることがあります。

21. 要支援判定の方の12月超後の当院通所リハビリテーションご利用の検討について

要支援判定の利用者の方はご利用開始から12か月を目途に利用者の方がもう少し幅広い分野（社会参加活動）でご活躍されるために、当院通所リハビリテーションの卒業にむけてご支援させていただきますのでご協力をお願いいたします。

22. 重要事項説明書に定めのない事項

説明書に定められていない事項は、当施設が誠意をもって御利用者又は御家族の方と協議し定めることとさせていただきます。